

～医療関連感染対策に関する取り組み事項～

1. 院内に感染対策室を設置し、院内全体における感染対策を推進しています。
2. 感染対策の専門的知識を持った医師・看護師・薬剤師・検査技師が協力して感染制御チーム（ICT）を結成し、院内の感染対策の推進に努めています。
3. 患者さんやご家族をはじめ、病院に関わる全ての人たちを感染から守るために、標準予防策と感染経路別策を基本とした感染対策を実施しています。
4. 標準予防策および感染経路別予防策についての周知徹底と知識向上のための研修会を全職員に実施しています。
5. 医療関連感染が発生した場合は、速やかに感染拡大を防止しています。
6. 抗菌薬を適正に使用し、耐性菌出現の抑制と拡大防止に努めています。
7. 感染予防策の実施に際しては、個人の人権とプライバシーの擁護に努め、十分な説明を行います。
8. 職員一人ひとりが健康管理に留意し、自らが感染源とならないように努めています。
9. 地域の医療施設と連携し、地域の感染予防を推進しています。